

## 技能講習料金表

富久山産業機械講習所(ver4.1)

講習種別	コース名	受講資格他	学科時間	実技時間	合計時間	料金 (税込)
フォークリフト (登録 第180号) 認定期間2022/1/16～2027/1/15	A (2日.11H)コース	1. 大型特殊自動車免許(限定付きを除く)を有する方。 2. 大型特殊自動車免許(限定有り)・大型・中型・準中型・普通自動車運転免許をお持ちの方でフォークリフト運転特別教育を修了後、その運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する方。(事業所証明必要)	7	4	11	21,900
	C (4日.31H)コース	大型特殊自動車免許(限定有り)・大型・中型・準中型・普通自動車運転免許を有する方。	7	24	31	31,800
	D (5日.35H)コース	A,Cコース以外の方。	11	24	35	34,000
車両系建設機械 (整地～掘削用) (登録 第181号) 認定期間2022/1/16～2027/1/15	A (2日.14H)コース	1. 大型特殊自動車免許を有する方。 2. 大型・中型・準中型・普通自動車運転免許を有し車両系建設機械(整地等)運転特別教育を修了後、その運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する方。(事業所証明必要) 3. 不整地運搬車運転技能講習を修了した方。	9	5	14	45,000
	C (5日.38H)コース	Aコース以外の方。	13	25	38	94,500
車両系建設機械(解体用) (登録 第214号) 認定期間2022/1/17～2027/1/16	A (1日.5H)コース	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した方。	3	2	5	24,100
小型移動式クレーン (登録 第190号) 認定期間2018/5/13～2023/5/12	B (3日.16H)コース	1. クレーン・デリック・揚貨装置運転士免許を有する方。 2. 床上操作式クレーン運転技能講習または玉掛け技能講習を修了した方。 3. H18厚労省令第1号の規定による改正前の、旧クレーン運転士、旧デリック運転士免許を有する方。	10	6	16	29,600
	E (3日.20H)コース	Bコース以外の方。	13	7	20	36,200
玉 掛 け (登録 第189号) 認定期間2018/5/13～2023/5/12	A (2.5日.15H)コース	1. クレーン・デリック・移動式クレーン・揚貨装置運転士免許を有する方。 2. 床上操作式クレーン運転技能講習または小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方。 3. H18厚労省令第1号の規定による改正前の、旧クレーン運転士、旧デリック運転士免許を有する方。	9	6	15	26,300
	C (3日.19H)コース	Aコース以外の方。	12	7	19	32,900
不整地運搬車 (登録 第240号) 認定期間2020/9/3～2025/9/2	A (2日.11H)コース	1. 大型特殊自動車免許を有する方。 2. 車両系建設機械(整地等)又は(解体用)運転技能講習を修了した方。 3. 大型・中型・準中型・普通自動車運転免許を有し、車両系建設機械(整地等)又は(解体用)運転特別教育若しくは不整地運搬車運転特別教育を修了後、その運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する方。(事業所証明必要) 4. 建設機械施工技術検定1級合格者で、実地試験でトラクター系建設機械操作法を選択しなかった方、または2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した方。	7	4	11	36,200

## 作業主任者技能講習料金表

富久山産業機械講習所

講習種別	コース名	受講資格他	学科時間	所要日数	合計時間	料金 (税込)
地山の掘削及び土止め 支保工 (登録 第223号) 認定期間2017/12/26～2022/12/25	A (3日.17H)コース	実務経験3年以上の方 (事業所証明必要)	17	3	17	31,900
	B (1日.5.5H)コース	改正前の労働安全衛生法の地山の掘削作業主任者技能講習修了した方	5.5	1	5.5	20,900
	C (1日.6H)コース	改正前の労働安全衛生法の土止め支保工作業主任者技能講習修了した方	6	1	6	20,900
	D (0.5日.3H)コース	土木施工管理技術検定合格者	3	0.5	3	18,700
足場の組立て (登録 第222号) 認定期間2017/12/26～2022/12/25	A (2日.13H)コース	実務経験3年以上の方 (事業所証明必要)	13	2	13	22,000

## 安全衛生特別教育料金表

富久山産業機械講習所(ver4.1)

講習種別	受講資格他	学科時間	実技時間	所要日数	料金 (税込)
刈払機取扱作業安全衛生教育	満18歳以上の方。	5	1	1	13,100
伐木等の業務に係る特別教育 (改正安衛則第36条第8号)	満18歳以上の方。	9	9	3	23,000
ローラー運転者安全衛生教育	満18歳以上の方。	6	4	2	20,800
足場の組立て等の業務に係る特別教育	満18歳以上の方。	6	0	1	13,200
振動工具の取扱い業務特別教育	満18歳以上の方。	4	0	0.5	9,900
フルハーネス特別教育	満18歳以上の方。	6	0	1	13,200
電気自動車整備業務等特別教育	満18歳以上の方。	6	1	1	13,200